

令和 2年第60号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3項中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の 3ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 2年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、保険料の基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額

を改める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市国民健康保険条例 (抜すい)

(基礎賦課額)

第13条 (略)

2 (略)

3 前 2項の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、これらの基礎賦課額の合算額) は、 $\frac{63万円}{61万円}$ を超えることができない。

(介護納付金賦課額)

第15条の 3 介護納付金賦課額は、一の世帯に属する介護納付金賦課被保険者である者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額とする。ただし、介護納付金賦課額は、 $\frac{17万円}{16万円}$ を超えることができない。

(参考 2)

参 照 条 文

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号）抜すい 新旧対
照 $\left(\begin{array}{l} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{array} \right)$

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の 7 （略）

2 市町村による法第76条第 1項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) }
 { (略)
(8) }

(9) 第 3号の基礎賦課額は、 $\frac{63万円}{61万円}$ を超えることができないものであること。

3 （略）

4 市町村による法第76条第 1項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) }
 { (略)
(7) }

(8) 第 3号の介護納付金賦課額は、 $\frac{17万円}{16万円}$ を超えることができないものであること。

5 （略）

附 則

（退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例）

第 4条 （略）

2 退職被保険者等所属市町村による法第76条第 1項の保険料の賦課額のうち

退職被保険者等（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る基礎賦課額についての法第 81 条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) }
{ (略)
(5) }

(6) 第 1 号の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、前項の規定により読み替えられた第 29 条の 7 第 2 項第 3 号の基礎賦課額と第 1 号の基礎賦課額との合算額）は、 $\frac{63\text{万円}}{61\text{万円}}$ を超えることができないものであること。

3 (略)

令和 2年第61号議案

なごや子ども条例の一部改正について

なごや子ども条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

なごや子ども条例の一部を改正する条例

なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

なごや子どもの権利条例

目次中「第19条」を「第19条の 2」に改める。

前文のうち第 3項中「備えるとともに、自分の行動に責任を持ち」を「備え」に改め、「社会の責任ある一員として」を削り、第 4項中「年齢や発達」を「一人一人の発達段階」に改め、第 5項を次のように改める。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

前文のうち第 6項中「未来の視点を大切にするとともに」を「将来を見据えて」に、「の年齢や発達」を「一人一人の発達段階」に改める。

前文に第 1項として次の 1項を加える。

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

第3条の見出し中「及び責任」を削り、同条第2項中「その年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改め、「、社会の責任ある一員であることを自覚し」を削り、「尊重するよう努めなければならない」を「尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる」に改める。

第4条第4号中「あらゆる」を「虐待、体罰、いじめ等あらゆる」に改め、同条第6号中「年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。

(8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

第6条（見出しを含む。）中「豊かに」を「のびのびと豊かに」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 休息すること。

(4) 様々な人とふれあうこと。

(5) 自然とふれあうこと。

(6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

第7条中「その年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改める。

第8条第1号中「尊重し、社会の責任ある一員として育つ」を「尊重することができるようになる」に改める。

第10条第2項並びに第12条第1項及び第3項中「の年齢及び発達」を「一人一人の発達段階」に改める。

第15条第3号中「社会の責任ある一員として」を削る。

第19条の見出し中「等」を削り、同条第2項を削り、第4章中同条の次に次の1条を加える。

（広報）

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、そ

の普及を図るため、広報活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

(1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）第 2条

(2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）第 2条の表

(3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第 100号）第 2条の表

(4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年名古屋市条例第 8号）第 3条

(5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）第 2条の表

(6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）第 2条

(理 由)

この案を提出したのは、子どもが権利の主体であることを明確にする等の必

要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 なごや子どもの権利条例 (抜すい)
なごや子ども条例

目次

前文

第 1 章 }
{ (略)
第 3 章 }

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等 (第14条—第19条の2)
第19条

第 5 章 }
{ (略)
第 6 章 }

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え
備えるとともに、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階
年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主
名古屋のすべての子どもが、自分自身の持っているこのような力を信じるこ
体的に生きることができます。

とで、その力を伸ばすとともに発揮して、未来の名古屋を担う存在になってい
くことが、すべての市民の願いです。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて未来の視点を大切にするとともに、子どもの一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを年齢や発達見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識した
うえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求めら
れます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、
障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子ど
もの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな
育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを
決意し、この条例を制定します。

(子どもにとって大切な権利及び責任)

第 3条 (略)

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けられることができる。なければならない

(安全に安心して生きる権利)

第 4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として
保障されなければならない。

(1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。

(5) (略)

- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
年齢及び発達
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。

(8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第 6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
年齢及び発達に応じ、学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) 遊ぶこと。
様々な人、自然及び社会並びに多彩な文化とのかかわりの中で、他と共に生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。
- (7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第 7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階にその年齢及び発達に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) }
() } (略)
(3) }

(共通の責務)

第 8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利

を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

(2) (略)

(保護者の責務)

第10条 (略)

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階²の年齢及び発達²に応じた養育に努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階²の年齢及び発達²に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 (略)

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階²の年齢及び発達²に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) } (略)
(2) }

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

(調査研究等)

第19条 (略)

2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるための広報活動を行う

ものとする。

(広報)

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

2 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抜すい)

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第5条第2項中「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり」と、省令第6条第2項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月1回は」と読み替えるものとする。

3 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抜すい)

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	家庭的保育事業者等は	家庭的保育事業者等は、 <u>なごや子どもの権利条例</u> （平 ごや子ども条例
--------	------------	--

	成20年名古屋市条例第24号) の理念にのっとり
(略)	

4 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜すい）

（設備及び運営に関する基準）

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5条第 1項	児童福祉施設は	児童福祉施設は、 <u>なごや子ども権利条例</u> <u>なごや子ども条例</u> （平成20年 名古屋市条例第24号）の理 念にのっとり
(略)		

5 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（抜すい）

（一般原則）

第 3条 認定こども園は、なごや子ども権利条例
なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第
24号）の理念にのっとり、当該認定こども園を利用する子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

6 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜すい）

(学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1号。以下「命令」という。）の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第13条第 1項の表第 5条第 1項の項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	<u>なごや子どもの権利条例</u> （ <u>なごや子ども条例</u> （平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(略)		

7 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抜すい）

(運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）（第 2章を除く。）の定めるところによる。この場合において、府令第 3条第 2項中「特定教育・保育施設等は」とあるのは、「特定教育・保育施設等は、なごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり」と読み替えるものとする。

